平成２３年（フ）第１４２３４号
東京都豊島区駒込２丁目６－５－1105
債務者　竹原　光宏
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　　稔
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２３５号
埼玉県狭山市狭山台２丁目１－２－19－203
債務者　稲垣　忠志
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３０１号
神奈川県相模原市中央区上溝2366－２－101
債務者　山室　成人
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３０２号
神奈川県相模原市中央区上溝2366－２－101
債務者　山室　佳子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４３６６号
東京都杉並区南荻窪２丁目11－14　荻窪神明マンション
債務者　松本　雅勝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柊木野一紀
4　破産債権の届出期間　平成23年11月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０１１号
広島市安佐南区高取南２丁目８番７号
債務者　青山　和明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　雅泰
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２号
広島県世羅郡世羅町大字甲山75番地
債務者　リカーショップこばやしこと　小林　凡平
1　決定年月日時　平成23年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松島　功治
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月13日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
北海道旭川市永山１条４丁目３番15号　開本コーポⅢ101号
債務者　上田　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月11日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５４号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地２条通２丁目16番地
債務者　土田二美子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月11日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５５号
北海道旭川市台場３条１丁目11番３号
債務者　土田光一郎
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月11日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５７号
北海道旭川市６条通16丁目75番地　中出コーポ101号
債務者　阿部　宏一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月11日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６２号
北海道旭川市東光９条６丁目３番１号
債務者　古市　辰雄
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月11日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０５号
山口県宇部市笹山町１丁目16番39－３号
債務者　加茂新次郎
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第３５２号
函館市亀田町４番19号
債務者　根尾　崇彦
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４０６号
北海道二海郡八雲町出雲町40番地５
債務者　佐藤　慈栄
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
函館地方裁判所